
福祉避難所向け資器材等の融通に係る手続について

平成29年4月1日

岐阜県と岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定（平成27年4月3日及び同年6月19日締結。以下「協定」という。）を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）が協定第9条の規定により資器材及び備蓄品（以下「資器材等」という。）を融通する場合に必要な手続について、協定第10条の規定に基づき、次のとおり定める。

1. 市町村から県への依頼

市町村は、災害発生時に福祉避難所において資器材等が不足した場合は、様式1により必要物品名及びその数量を記載の上、県に資器材等の融通を依頼することができる。

2. 県から協定締結団体への依頼

県は、市町村から1.の規定による依頼を受けた場合は、様式2に必要物品名及びその数量を記載の上、協定締結団体に資器材等の融通を依頼する。

3. 協定締結団体から自団体加盟施設への依頼

協定締結団体は、県から2.の規定による依頼を受けた場合は、自団体に加盟する施設に県から送付された様式2により、資器材等の融通を依頼する。

4. 資器材等融通可能施設から県への回答

3.の規定による依頼を受けた施設のうち、資器材等を融通することのできるものは、送付を受けた様式2に融通可能数量を記載し、県に回答する。

5. 県から市町村への回答

県は、施設から4.の規定による回答を受けた場合は、当該回答を依頼元市町村に様式3にて回答する。

6. 融通の態様

資器材等の融通は、無償による提供又は一時的な貸与とし、融通する施設が依頼元市町村（福祉避難所）へ運搬することを原則とする。ただし、融通する施設及び依頼元市町村双方の合意がある場合は、この限りではない。

7. 補償

一時的な貸与を受けた資器材が破損、紛失した場合の補償については、原則、注意義務を果たしていれば補償はしないものとする。

資器材等融通依頼票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

市 町 村 名 _____
(所属、担当者名) _____
(TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必 要 数 量	備考
車椅子 (介助用・自走用)		
簡易ベッド		
介護用品 () ※サイズも記載		
衛生物品 ()		
洋式ポータブルトイレ		
簡易パーテーション		

<協定締結団体の皆様へ>

〇〇市町村から、次のとおり資器材等の融通依頼がありました。貴団体加盟の施設に本票を送付願います。

<各施設の皆様へ>

融通可能な資器材等がある場合は、下記回答票に融通可能数量を記載の上、岐阜県健康福祉政策課宛て返送願います。

資器材等融通依頼に対する回答票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

施 設 名 _____
(担当者名) _____
(TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必要数量	融通可能数量	備考
車椅子 (介助用・自走用)		無償提供 () 貸 与 ()	
簡易ベッド		無償提供 () 貸 与 ()	
介護用品 () ※サイズも記載		無償提供 () 貸 与 ()	
衛生物品 ()		無償提供 () 貸 与 ()	
洋式ポータブルトイレ		無償提供 () 貸 与 ()	
簡易パーテーション		無償提供 () 貸 与 ()	
		無償提供 () 貸 与 ()	
		無償提供 () 貸 与 ()	

貴市町村からの資器材等の融通依頼に対し、下記施設から回答がありました。

については、同施設担当者と資器材等の運搬等について調整いただきますよう、お願いします。

資器材等融通依頼に対する回答票

施 設 名 _____
 (担当者名) _____
 (TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必 要 数 量	融 通 可 能 数 量	備 考
車椅子 (介助用・自走用)		無償提供 () 貸 与 ()	
簡易ベッド		無償提供 () 貸 与 ()	
介護用品 () ※サイズも記載		無償提供 () 貸 与 ()	
衛生物品 ()		無償提供 () 貸 与 ()	
洋式ポータブルトイレ		無償提供 () 貸 与 ()	
簡易パーテーション		無償提供 () 貸 与 ()	
		無償提供 () 貸 与 ()	
		無償提供 () 貸 与 ()	

福祉避難所向け資器材等の融通に係る手続フロー図

